

公益社団法人大気環境学会役員等の選任に関する規程

平成26年3月20日 改正

令和2年5月21日 改正

(総則)

第1条 本会定款第21条に規定する役員を選任については、定款に定めるほかこの規程による。

(選任の方法)

第2条 役員等候補者選任の方法は、選挙によることを原則とする。ただし会長、副会長、常任理事は、定款の定めるところにより理事会で選任する。

(選挙権者及び被選挙権者)

第3条 理事候補者、監事候補者の選挙を行う年の5月1日現在における正会員は、理事候補者、監事候補者の選挙権及び被選挙権を有する。

2 理事候補者及び監事候補者の当選者決定時点において退会していた者の得票は無効とする。

(理事、監事の定数)

第4条 理事定数は、理事全員の選挙を行う年の5月1日現在における正会員の現在数によって実施細則に定める、次の理事全員の選挙を行う年までは変更しないものとする。

2 監事の定数は、定款の定めるところにより2名とする。

(選挙の機構)

第5条 理事候補者、監事候補者の選挙のため中央選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会)

第6条 中央選挙管理委員会は各支部の代表1名を含む計7名の選挙管理委員（以下「委員」という）をもって構成する。

2 中央選挙管理委員会委員長は会長、支部代表委員は支部長が正会員のなかから指名する。支部長が自ら支部代表委員となることを妨げない。

3 委員長は委員会を代表する。

(委員会の役割)

第7条 委員会は、次の事項を行う。

- ① 選挙の告示に関すること。
- ② 会員の資格に関すること。
- ③ 投票方法に関すること。
- ④ 投票の管理、開票及び当選者の決定に関すること。
- ⑤ その他の選挙の事項に関すること。

(理事候補者の選挙)

第8条 理事候補者の選挙は次の方法による。

- ① 支部ごとに定められた理事定数を選挙する。
- ② 選挙は、委員会が選挙及び開票の期日を定めて告示し、有権者がインターネットを介した投票システムを利用して行う。
- ③ 委員会は開票の結果、得票の多い者から順次当選者を決定する。
- ④ 最下位当選に相当する得票が同数の場合は、居住地、専門分野等を考慮して委員長が当選者を決定する。また、次点、次次点までの順位も決定する。
- ⑤ 理事候補者の投票は、各支部とも理事定数の連記とし、理事定数が6名以上の場合は6名の連記とする。
- ⑥ 理事が任期の途中で退任し欠員が生じた場合は、選挙において投票数の多かった順に繰り上げ当選を行うものとする。

(監事候補者の選挙)

第9条 監事候補者2名は、次の地区区分により1名ずつ選出するものとする。

東日本地区 : 北海道・東北支部、関東支部

西日本地区 : 中部支部、近畿支部、中国・四国支部、九州支部

- 2 選挙は、委員会が選挙及び開票の期日を定めて告示し、有権者がインターネットを介した投票システムを利用して行う。
- 3 最高得票者の得票数が同数の場合は、中央選挙管理委員会において抽選のうえ当選者を決定する。

(理事、監事の総会における選任)

第10条 中央選挙管理委員会委員長は、各支部の理事候補者、及び各地区の監事候補者の選出結果を総会に報告し、理事及び監事選任の承認を受けなければならない。

第11条 選挙に関する事務及び手続き等の細目については、中央選挙管理委員会において決定する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会の決議を経て行う。

附則（令和2年5月21日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会常任理事会の議決の日から適用する。